

摂津市 地域型保育事業者等における連携施設の確保に関するガイドライン

（令和 4 年 3 月 3 0 日）
摂次こ第 1 0 2 8 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0 9 0 5 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）2（2）ウ）により、「連携施設については（中略）、受け皿対象となる施設に関するルールについて、地域における必要性に応じ、市町村がルールを定めることとし、当該ルールに基づき、各事業者が確保することを基本とした上で（中略）、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。」とされていることを踏まえ、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号。以下「条例」という。）に定めるほか、連携に係る事項等の具体的な内容・条件等について指針を定め、地域型保育事業者と連携協力を行う施設との間で、協力等が円滑に行われ、もって本市の児童福祉に資することを目的に、次のとおりガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定する。

1. 本ガイドラインの適用対象施設

本ガイドラインにおける用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域型保育事業者 本市から事業認可及び確認を受け、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を実施する者
- (2) 地域型保育事業所 地域型保育事業者が地域型保育事業を実施する場所
- (3) 連携施設 認可又は認定を受けた保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）及び地域型保育事業所であって、下表のとおり、地域型保育事業所の連携施設として設定される施設

	3. 連携内容に示す(1)から(3)の区分		
	保育内容の支援	代替保育の提供	卒園後の受け皿
保育所等	可	可	可
地域型保育事業所	不可	可	不可

2. 連携施設の確保方法

(1) 連携施設の数

連携施設は、一の施設・事業所に限定する必要はなく、複数の施設・事業所を連携施設とすることや、連携施設側が複数の地域型保育事業所の連携施設となることも可能である。また、一の施設・事業所で 3. 連携内容に示す(1)から(3)までの一部のみ協力できる場合であっても連携施設となることができる。

(2) 連携施設との距離

日常的に、地域型保育事業所と連携施設との間を往来することを踏まえ、可能な限り近いことが望ましい。通常の交通手段により、30分以内の距離を目安とする。

3. 連携内容

(1) 保育内容の支援

利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他保育内容に関する支援を行うこと。

【具体的な内容・水準】

次の項目中、少なくとも1項目以上を設定すること。

項目	内容・水準
相談・助言	保護者等への支援について、連携施設へ相談を行い、助言を受ける。
合同保育 (行事参加)	連携施設における定期的(年6回程度を推奨)な合同保育(行事への参加)により、集団保育の機会を確保する。
園庭開放	連携施設の屋外遊戯場等を定期的(月数回程度)に開放することにより、運動遊びを通じた児童の健康の増進を図る。
給食	自園調理ではない場合、連携施設で調理した給食を搬入する。 ※ 配送に当たっては、温度管理及び衛生的な配慮を必要とする。
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて連携施設と合同で健康診断を実施する。

(2) 代替保育の提供

地域型保育事業所において、保育従事者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育(以下「代替保育」という。)を必要に応じて提供すること。

- ▶ 代替保育の提供にあたり、連携施設における保育を依頼するか、代替要員の派遣を受けるかは、双方の協議により、いずれの場合でも可とする。
- ▶ 代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、条例第7条第2項の規定により、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を代替保育の提供にかかる連携施設とすることができる。

【具体的な内容・水準】

項目	内容・水準
代替保育が必要な場合	どのようなときに代替保育を実施するかについて、地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定等に定めておくことが望ましい。 <代替保育が必要となる例> ○保育従事者の疾病により保育の提供が困難なとき ○保育従事者の研修受講により保育の提供が困難なとき
連携施設側において受け入れられないことができる場合	上記にかかわらず、代替保育を受け入れることにより、連携施設側で児童の安全や施設運営に支障が生じる恐れがある場合は、連携施設において代替保育を受け入れられないことができることとする。 具体的に地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定等に定めておくことが望ましい。 <連携施設側が受け入れられない場合の例> ○代替保育を受け入れることにより、連携施設側で保育士等の配置基準を満たせなくなる時

	<p>○特別な支援を要する児童がおり、当該児童のための必要な人員を配置できなくなるとき</p> <p>○連携施設及び地域型保育事業所の双方又は一方の児童の伝染性の疾病(疑いも含む)により重篤な感染等の恐れがあるとき</p> <p>○連携施設での代替保育について、地域型保育事業所側の児童の保護者の同意が得られないとき</p> <p>○連携施設が、児童の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供を受けることができないとき</p>
代替保育時の損害対応	<p>代替保育中に発生した損害については、原則として、全て地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険に加入することを義務とする。</p> <p>また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとし、連携施設側に仲介等の負担をかけないよう留意する。</p> <p><損害の例></p> <p>○地域型保育事業所側の児童のケガ、病気罹患、誤飲等の事故</p> <p>○地域型保育事業所側の児童による、連携施設側の児童、施設及び設備等への加害による損害</p> <p>○地域型保育事業所と連携施設間の移動中に発生した損害</p>
費用負担	<p>代替保育に係る費用は、基本的に地域型保育事業者が負担すべきものであることに留意すること。費用の額については、事業者間で設定することを基本とし、協定書等で定めておくことが望ましい。</p> <p>費用は、一定期間の定額を定めることや、連携内容ごとに1回当たり又は1児童当たりの単価を定める方法も可とする。</p> <p>具体的な金額は、連携施設を設定しない場合の減額として公定価格に示されている金額を、一定の目安とする。</p>

(3) 卒園後の受け皿

地域型保育事業者により保育の提供を受けていた児童（事業所内保育事業の児童にあっては、地域枠の児童に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

【具体的な内容・水準】

項目	内容・水準
連携施設の要件	<p>➤原則として、当該地域型保育事業者が提供していた保育時間と同等の保育時間を提供できること。ただし幼稚園にあっては、次のアからウに掲げる日を除き、年間概ね200日以上、かつ一日8時間（教育課程に係る教育時間を含む。）以上の預かり保育事業を実施する施設であること。</p> <p>ア 日曜日及び土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>ウ 12月29日から翌年1月3日までの日</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ▶原則として本市内の施設（過去の卒園児の実績を踏まえつつ、在園者に配慮した距離を考慮すること。）とする。市外の施設にあっては、幼稚園又は認定こども園（1号認定子どもの利用定員分のみ）であり、かつその施設と調整ができた場合のみ、卒園児の受け皿に係る連携施設とすることができる。
確保数	<ul style="list-style-type: none"> ▶連携施設において、連携する地域型保育事業所の卒園児が優先的に利用できる枠を確保すること。「定員に空きがない等特段の理由がない限り連携施設への入園を認める」旨の設定方法は認められない。 ▶協定書等に受入れ可能人数を一定数以上確保する内容を定めること。「〇名以内確保する。」は認められない。 ▶地域型保育事業所の2歳児の利用定員数の受け皿を確保するよう努めること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域型保育事業者は、毎年利用者の意向を確認し、連携施設の利用を希望する人数を把握し、連携施設側及び本市へ報告するなど円滑な運営に配慮すること。 ▶連携枠の利用申込期限後、利用を希望する人数が確保した連携枠を下回ることが確定した場合、連携施設は利用を希望する人数を除いた確保枠について連携枠としないことができる。

4. 連携内容の確認

地域型保育事業者と連携施設は、連携内容を記した協定書等を取り交わすこととし、締結された協定書等の内容により、本市は、**3. 連携内容**(1)から(3)までの連携内容の全て又は一部が含まれていることを確認する。

ただし、同一法人が運営する地域型保育事業と連携施設が相互に連携する場合には、これらの連携内容が含まれる事項を協議した理事会等の議決機関（設置法人の意思決定機関をいう。）の議事録の写しをもって協定書等に代えることができる。

また、地域型保育事業者、連携施設及び本市において、連携施設の設定状況について利用者の見やすい方法により公表するものとする。

5. 利用調整の取扱い

本市は、地域型保育事業者の卒園児に係る利用調整において、本ガイドラインに準じた連携施設での利用を希望する児童にあっては、摂津市保育所等入所事務取扱要綱に定める入所承諾基準の連携施設に係る優先的な取扱いを適用する。本市内の保育所等同士が、本ガイドラインに準じて卒園児の受け皿に係る連携協定を行う場合についても、同様とする。

このガイドラインに関するお問い合わせ先

 摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 子ども教育課
 〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号
 06-6383-1184（直通）

